

平成 20 年度ナノ材料環境影響基礎調査検討会

設置要綱

1. 目的

ナノ材料は特異な物理化学的性状を有する新しい機能材料として、近年世界的に技術開発が進んでいるが、環境・生体中の動態に関する知見が不足しており、今後の大規模な商品化に伴い、環境中に排出されるおそれも指摘されている。

その有害性については、試験方法の標準化も含めて世界レベルで検討が進められつつあり、多層カーボンナノチューブ (MWCNT) のマウスあるいはラットの腹腔内投与試験による中皮腫の発現事例が国内外で相次いで報告されるなど、健康影響に関する知見も徐々にではあるが集まりつつある。

こうした状況を踏まえ、使用実態等を踏まえた環境中への放出の可能性と管理手法、今後の課題等について検討を行うため、専門家によるナノ材料環境影響基礎調査検討会を設置する。

2. 検討内容

(1) 対象物質の検討

使用量、使用形態及び環境放出に関する特殊性等を勘案し、優先的に検討を進める対象物質を抽出する。

(2) 毒性等に関する既存文献の整理

主に、水生生物に対する影響及び一般環境中での挙動について、知見の集約と今後の課題について検討する。

(3) 使用実態、使用事業場での管理と一般環境への漏洩の可能性

関係者へのヒアリング結果等に基づき、今後の検討課題について検討する。

(4) 既存排出管理技術の適否

排ガス処理等の既存の排出管理技術での処理可能性及び問題点について検討する。

(5) 一般環境中濃度レベル及び形状の測定方法

排気及び排水中濃度レベルの把握、一般環境大気及び公共用水域中濃度レベルの把握のための測定方法について検討する。

3. 組織等

(1) 株式会社日本エヌ・ユー・エスが参集する委員をもって構成するが、議題に応じ、委員以外の学識経験者等の追加参集を行う。

(2) 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理

する。

(3) 検討会の座長に事故があるとき等は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(4) 庶務は、検討会事務局が処理する。

4. その他

本検討会は原則公開とする。また、資料は原則として公開することとするが、企業秘密等に留意し、資料及び発表の内容に応じて座長が当該資料及び当該発表について部外秘とできる。